

事業者における訓練に係る課題の整理について

令和 3 年 12 月 23 日
原子力規制庁
緊急事案対策室

1. 経緯

令和 3 年度第 25 回原子力規制委員会において、令和 2 年度の原子力事業者防災訓練の結果報告と今年度の方針を諮り、事業者における原子炉等規制法の要求に基づく教育・訓練等を含む緊急時対応に係る取り組みの全体について、事業者防災訓練も含め、その実効性の向上や評価のあり方を事業者と協力して検討することが了承された。

この方針を受け、事業者との検討にあたり、事務局において、事業者における原子炉等規制法の要求に基づく教育・訓練等や事業者防災訓練の実施状況及び規制当局の関与の現状を整理し、課題の整理を実施した。

2. 緊急時対応に係る訓練等の課題

●訓練に係る現状整理

事業者の取り組んでいる訓練及びその実施内容について、訓練参加範囲と現実性の観点で訓練体系を整理した。

その結果、教育や基礎的な訓練の領域については原子炉等規制法に基づく訓練として体系が整理されているものの、設計基準事故を超える事象を想定した訓練では、原子炉等規制法と原子力災害対策特別措置法に基づく訓練が複数有り、体系的に整理されていない状況であることが確認された。

●課題の整理

現状の訓練が、緊急時対応の能力向上に資するものとなっているか等を観点として、訓練の実施と評価のそれぞれの課題を整理した。得られた主な課題は以下のとおり。

○訓練の実施について

原子炉等規制法の新規制基準に適合し、許認可を受けたプラントにおいては、S A 訓練（許可における有効性評価の成立性を確認する訓練）、S A（現場シナリオ）訓練、総合的な大規模損壊訓練が毎年実施されている。また、事業者防災訓練においては、短時間で原子力緊急事態（G E）に至る事故シナリオの訓練が毎年実施されている。これらの訓練については、事業者の対応が習熟

してきているものの、特定の事故シナリオに偏った訓練であること等を原因として、主に以下の課題が確認されている。

- ・特定の事故シナリオに重点が置かれており、施設のリスクを全体的に下げようとする緊急時対応能力の向上のための取り組みとなっていないのではないか（原子炉等規制法及び原災法に基づく両方の訓練）。
- ・緊急時の個々の対応手順等を要素訓練等で個別に成立性は確認しているものの、事故の進展に応じた対応の成立性等を確認するものが限定的となっている。また、特定の個別訓練が重複するなど、訓練の一部が非効率となっており、緊急時対応能力の向上のための新たな訓練等に取り組む時間の確保が困難となる等、教育・訓練が硬直化しかねないのではないか（主に原子炉等規制法に基づく訓練）。
- ・人事異動などにより、必要な教育・訓練が適時に適切に実施されていないのではないか（原子炉等規制法及び原災法に基づく両方の訓練）。

○訓練の評価について

原子炉等規制法に基づく訓練においては、特定の事故シナリオに対する成立性確認を検査していること、また、事業者防災訓練においては、原災法等に基づく通報、連絡等の主に情報共有に重きを置いた評価をしていること等を原因として、主に以下の課題が確認されている。

- ・緊急時対応として事業者が行う活動を全体としての評価ができていないのではないか。また、規制側の資源が限定されるなか、合理的に全体を評価する枠組みもない（原子炉等規制法及び原災法に基づく両方の訓練）。

3. 今後の進め方

今後、原子力事業者と意見交換を実施し、規制庁の問題意識に対する原子力事業者の見解や事実誤認の有無、並びに、原子力事業者としての問題意識の有無や改善提案について意見交換を実施し、訓練のあり方や原子力規制庁による評価など関与のあり方の整理を進めることとしたい。

以上